

住宅用地球温暖化対策 設備設置費補助金を新設します

⑩1006138

本 市では、温室効果ガスの削減を図り地球温暖化対策を推進するために、リチウムイオン蓄電池、燃料電池、電気自動車等充給電設備の設置に対する補助を新たに行います。

これらの設備は、災害時などの停電対策にも有効です。

◆住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金

●補助対象者

次の①または②に該当する方

①自らが居住し、または居住予定である市内の

住宅に補助対象設備を設置する方

②自ら居住するため、

建売住宅供給者などか

ら市内の補助対象設備付き建売住宅を購入しよ

うとする方



●申請方法

工事着工前（建売の場合は引渡し前）に、書類の提出が必要です。（先着順）様式は市HP、環境政策課窓口にあります。

補助対象設備（いずれも未使用品に限る）	補助金額	補助件数
リチウムイオン蓄電池 ⇒太陽光発電で余った電気を蓄えることができ、昼間の電力のピークカットにも役立てられます。	一律10万円	20件
燃料電池 ⇒ガスから取り出した水素で発電を行い、同時に排熱を利用して給湯も行います。	一律10万円	20件
電気自動車等充給電設備 ⇒電気自動車のバッテリーに蓄えた電気を住宅などへ供給します。（充電だけのものは補助対象外）	一律5万円	1件

▼環境政策課 ☎2333541

最高
60万円

子育て世代の皆さんへ

⑩1003648

定住のための住宅取得に奨励金を交付します！

本市では人口増加と地域活性化を図るため、「田原市定住・移住促進奨励金」制度を継続し、本市への定住・移住を応援します。

◆対象住宅

2018年4月1日から2020年3月31日までの期間に自ら取得（権利登記）する新築住宅または建売住宅で、次の要件を全て満たすもの

- 建築基準法に基づく確認済・検査済の物件
- 居住用面積が70㎡以上
- 取得価格が500万円以上

※住宅または店舗などの併用住宅が対象

※既存住宅の増改築は対象外

◆対象者（いずれの要件も満たす方）

- 申請者本人または配偶者が45歳以下の方
- 対象住宅の所有権を2分の1以上有する方

◆奨励金

- ①市外に1年以上居住し転入 **20万円**
- ②市内の社宅・賃貸住宅などに5年以上居住し転居 **20万円**
- ③右記①・②以外 **10万円**

◆奨励金へ加算される額

- 義務教育終了前の子が同居 **10万円**
- 赤羽根・福江市街化区域、夕陽が浜、光崎で取得 **10万円**
- 市内建設業者が建築 **20万円**

◆交付の条件

- 取得後5年以上定住すること
- 世帯全員に市税などの滞納がないこと など

※詳しくはお問い合わせいただくか、市HPでご確認ください。

▼建築課 ☎2333527

